

猪名川町地域公共交通計画（素案）策定支援業務の委託について

【協議事項】

令和 3 年度に策定予定である地域公共交通計画への策定支援業務について、昨年度業務（地域公共交通計画（素案）策定基礎調査業務）を町において発注し実施した株式会社建設技術研究所と随意契約することについて承認を求めます。

1. 随意契約理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（抄）

随意契約によることができる場合：その性質又は目的が競争入札に適しないもの

●本業務は、昨年度実施した地域公共交通計画（素案）策定基礎調査業務に引き続き行う業務であり、随意契約とすることにより、昨年度調査時に得られた結果だけでなく、結果（数値）に現れない知見（関係者との折衝等）を有効に活用することができ、効率的に業務が進められる。

●上記事業者は、町が平成 23 年度、平成 24 年度に実施した「町コミュニティバス再編調査業務」、平成 30 年度、平成 31 年度に実施した「町公共交通ネットワーク見直し方針策定支援業務」、令和 2 年度「地域公共交通計画（素案）策定基礎調査業務」を誠実かつ確実に履行した実績を有し、地域公共交通計画（素案）策定の過程・意図等を熟知し猪名川町の公共交通に最も精通していると認められる為、業務における協議・打合せの工期短縮と経費削減が期待でき、適正かつ円滑な業務が確保できる。

2. 調査（業務委託）の概要

地域公共交通計画は、猪名川町における公共交通に関する『マスタープラン』的な役割を持った計画であり、まちづくりに関する施策と連携し、将来にわたって持続可能な公共交通のあり方を示すものとして、「猪名川町地域公共交通路線見直し方針」における将来の公共交通ネットワークを実現させるために必要な取組みの方向性や施策を定めるものです。なお、本計画については、地域公共交通活性化再生法の改正（令和 2 年 6 月）によって、地方自治体の策定努力義務となった計画であり、具体的かつ実効性の高い計画策定が求められています。

3. 業務委託費

業務委託費については、国庫補助「地域公共交通調査等事業（計画策定事業）補助金」を活用します。